

鳥取県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月27日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
削除する部分
鳥取市玄好町の一部、南栄町の一部、美萩野一丁目の一部
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市玄好町の一部、南栄町の一部、久末字橋本田の一部、美萩野一丁目の一部